

令和3年度(2021年度)

枚方市建設工事競争入札参加資格申請の手引き

(有効期間：令和3年(2021年)4月1日～令和4年(2022年)3月31日)

枚方市(教育委員会、上下水道局、市立ひらかた病院、枚方寝屋川消防組合を含む。)が発注する建設工事について、その他業者^(※)として競争入札に参加しようとする方は、次の要領により申請してください。申請できる業種は、**2業種以内**です。

業者登録受付システムを実施していますので、同システムにも必要事項を入力していただくようお願いいたします。(ホームページに業者登録受付システム入力マニュアルを掲載しています。)

※ 枚方市建設工事競争入札参加資格申請の手引き(市内・準市内業者)[1. 入札参加資格①]に該当しない者をいう。

1. 入札参加資格(次の①～⑧の条件をすべて満たす者)

- ① 次のイからホまでのいずれにも該当しない者であること。
 - イ. 成年被後見人
 - ロ. 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ハ. 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ニ. 民法(明治29年法律第89号)第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ホ. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- ③ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受け、かつ、同法第27条の23第1項の審査を受けた者であること。
- ④ 令和3年(2021年)1月1日を基準日として、次のイ及びロの条件を満たしていること。
 - イ. 引き続いて1年以上の営業実績をもつこと。
 - ロ. 法人にあつては、商業登記の法人登記日から1年以上あること。また、個人にあつては、開業から1年以上あること。(なお、個人から法人に変更した場合は個人の開業からの期間の加算可。)
- ⑤ 法人税又は所得税及び消費税(地方消費税を含む。)並びに本市の市税を完納していること。法人税又は所得税及び消費税(地方消費税を含む。)並びに本市の市税を完納していること。なお、新型コロナウイルス感染症の影響による徴収の猶予に係るものを除く。
- ⑥ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者については、その旨を証する書類を提出した場合にあつては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- ⑦ 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条の規定による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- ⑧ 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受

けた者で、同法第174条第1項の再生計画認可の決定がされた者については、その旨を証する書類を提出した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- ⑨ 枚方市公共工事等暴力団排除措置要綱（平成25年枚方市要綱第66号）に基づく入札等除外措置を受けている者（②に掲げる者を除く。）又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（②に掲げる者を除く。）でないこと。

2. 受付期間及び提出方法

受付期間	<u>令和2年(2020年)11月16日(月)から同月27日(金)まで</u> ※当日消印有効
提出方法	郵送に限る。(持参不可)

3. 送付先

〒573-8666

枚方市大垣内町2丁目1-20 枚方市役所 総務部 契約課 **工事グループ 宛**

※申請書の受付は郵送のみとします。持参による受付は行いません。

4. 建設工事の種類

建設工事の内容を以下のとおり区分します。申請できる業種は、このうちで**2業種以内**です。

- (1) 土木一式 (2) 建築一式 (3) 大工 (4) 左官 (5) とび・土工・コンクリート (6) 石 (7) 屋根
(8) 電気 (9) 管 (10) タイル・れんが・ブロック (11) 鋼構造物 (12) 鉄筋 (13) 舗装 (14) しゅんせつ
(15) 板金 (16) ガラス (17) 塗装 (18) 防水 (19) 内装仕上 (20) 機械器具設置 (21) 熱絶縁
(22) 電気通信 (23) 造園 (24) さく井 (25) 建具 (26) 水道施設 (27) 消防施設 (28) 清掃施設
(29) 解体

※管更生工事については「管」、交通安全施設工事については施工内容に応じた工種にて発注を行います。

5. 注意事項

- ・ 証明書類は、令和2年(2020年)10月1日以降に発行されたものとします。
 - ・ 枚方寝屋川消防組合発注の工事は、枚方市区域の工事を対象とします。
 - ・ (写し可) とある書類は、それぞれ発行官公署において定めた様式で、かつ明瞭な複写(原寸大)をもって代用できます。
 - ・ 申請書提出後、その内容に変更があれば、速やかに業者番号を記入の上、書面(変更届)にて届け出てください。(※受付期間中であれば、ご連絡の上、差し替え書類を送付してください。)
 - ・ 作成要領に基づき、その番号順に紙ファイル(A4縦)に綴じてください。(色の指定はありません。)
- ※提出書類の内、5. 使用印鑑届(2部のうち1部)、11. 建設工事申請カード及び13. 受付審査票は綴じ込まないで同封してください。**
- ・ 紙ファイルの表及び背に会社名を記入してください。

<参考>

- ・ 建設工事にかかる電子入札(制限付き一般競争入札)の公告予定日及び工事発注見通しについては、年度当初に枚方市ホームページに掲載しますので、ご参照ください。
(枚方市ホームページ→事業者向け→入札・契約情報→公表スケジュール・工事発注見通し)
- ・ 下記メールアドレスよりメールを送信する場合がありますので、メールが受信できるように設定をお願いします。
「keiyaku-kouji@city.hirakata.osaka.jp」及び「kouji-annai@city.hirakata.osaka.jp」

6. 電子入札の環境整備

- 入札案件（予定価格が130万円超のもの）については、**原則全案件について電子入札システムによる入札となります**ので、次の環境等の整備をお願いいたします。
 - インターネットに接続できるパソコンとその環境整備
 - E-Mail が受信できる環境整備
 - 電子入札コアシステムに対応した民間認証局のICカードの取得
 - ※詳細については大阪地域市町村共同利用電子入札システムホームページ (<https://e-bid.nyusatsu.ebid-osaka.jp/>) をご参照ください。
- 審査結果通知書受領後、枚方市に対し電子入札システムの利用者登録を行ってください。
 - ※利用者登録には事前のパスワード申請が必要です。申請書の様式は下記場所に掲載していますので、メールにて申請をお願いします。
(枚方市ホームページ→事業者向け→入札・契約情報→様式ダウンロード→枚方市電子入札ICカード登録用パスワード申請書) を使用してください。
- 他の登録区分（その他委託、建設コンサルタント等）で入札参加資格がありICカードを持っている場合も、工事で利用者登録されたICカードが必要となりますのでご注意ください。
 - (※詳しくは「枚方市電子入札ICカード登録用パスワード申請書」をご参照ください。)

7. 行政書士による代理申請について

- 代理申請する場合には、競争入札参加資格申請書の余白に行政書士の住所、氏名、電話番号を記入の上、職印を押印してください。
- 代理申請する場合には、申請者本人からの申請代理人への委任状（原本）の提出が必要です。なお、委任状の宛名は、**枚方市長・枚方市上下水道事業管理者・枚方市病院事業管理者・枚方寝屋川消防組合管理者の4者連名**としてください。
- 申請書等の内容に係る問い合わせは、申請代理人である行政書士に行います。なお、審査結果通知書については、返信用封筒に記載された住所（申請者本人又は申請代理人）に返送します。

8. その他

審査完了後、書類に不備等がなければ、令和3年（2021年）3月中旬までに審査結果通知書を発送します（書類に不備等がある場合は、それまでの間に随時連絡をします。）。

9. 問合せ先

枚方市役所 総務部 契約課 工事グループ

TEL 072-841-1345

提出書類作成要領 (入札参加資格申請用 その他業者)

提出書類作成要領に基づき、その番号順に紙ファイル(A4縦)に綴じてください。(色の指定はありません。)

ただし、5. 使用印鑑届 (2部のうち1部)、11. 建設工事申請カード及び13. 受付審査票は紙ファイルに綴じ込まないで、提出してください。

	提出書類 (部数)	説明
1	<p>令和3年度(2021年度) 建設工事競争入札参加 資格申請書 [様式1]</p> <p>1部</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度(2019年度)以前に有資格者であった方は、「業者番号」欄に業者番号を記入してください。新規登録の方は、「業者番号」欄は記入せずに新規に○印をしてください。 受任者の使用印は、使用印鑑届の使用印鑑と一致させてください。 入札参加を希望する建設工事の種類は、建設業法に定めている29種類(5.建設工事の種類)から2業種以内を記入してください。 FAX番号及びメールアドレスは、入札、見積合せ、契約等の際に連絡事項の送付先として使用します。
2	<p>建設業許可証明書 (写し可)</p> <p>1部</p>	<ul style="list-style-type: none"> 建設業許可通知(証明)書を提出してください。 ※通知(証明)書の内容に変更がある場合は、変更届出書も併せて必要です。 ※有効期限内の通知(証明)書が手元にない(更新手続き中)の場合は、現在お持ちの通知(証明)書と更新申請中であることが確認できる書類が必要です。なお、<u>更新後の通知(証明)書が発行され次第、改めて提出をお願いします。</u>
3	<p>代表者身分証明書 ※個人事業主のみ提出 (写し可)</p> <p>各1部</p>	<p>個人の場合には、「代表者の身分証明書(写し可)」及び「代表者の登記されていないことの証明書(写し可)」の提出が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> 代表者の身分証明書 本籍地の市町村が発行する代表者の「身分証明書(禁治産者及び準禁治産者、成年被後見人並びに破産者で復権を得ない者でない旨の証明)」を提出してください。 代表者の登記されていないことの証明書 法務局が発行する代表者の「登記されていないことの証明書」を提出してください。「登記されていないことの証明書」とは、成年被後見人、被保佐人、被補助人の登記が東京法務局にされていないことを証明するものです。 令和2年(2020年)10月1日以降に発行されたものに限りです。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>個人事業主のみなさまへ</p> <p>「登記されていないことの証明書」の交付請求及び証明申請書用紙については法務局のホームページに掲載されていますのでダウンロードしてください。</p> <p>《http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/index.html》</p> <p>〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎 東京法務局民事行政部後見登録課 TEL: 03-5213-1234 (代表) 03-5213-1360 (ダイヤルイン)</p> <p>成年後見制度の内容については、東京法務局又は最寄りの法務局に、お問い合わせください。</p> <p>※ 大阪の最寄りの法務局…大阪法務局戸籍課 TEL 06-6942-9459</p> </div>

	提出書類 (部数)	説明
4	委任状 [様式2] 1部	<ul style="list-style-type: none"> 代表者以外の者(支店長、営業所長等)を受任者として、その者の名で本市と契約する場合に提出してください。 受任者の使用印は、使用印鑑届の使用印鑑と一致させてください。 委任期間は、<u>令和3年(2021年)4月1日から令和4年(2022年)3月31日まで</u>です。必ず指定様式を使用してください。
5	使用印鑑届 [様式3] 2部	<ul style="list-style-type: none"> 同一のものを2部(※写し不可)提出してください。 使用印鑑とは、見積・入札・契約締結・請求等取引上使用する印鑑のことで、役職名又は氏名等が表示されたものに限り、 代表者が実印(印鑑証明書の印)を使用する場合はその実印を、実印以外の印鑑を使用する場合はその印鑑を、枠内に押印してください。 委任状を提出した場合は、代表者から委任を受けた者(受任者)の印鑑が使用印鑑となります。受任者の使用印は、入札参加資格申請書及び委任状の使用印鑑と一致させてください。 申請者の個所には実印を押印してください。
6	印鑑証明書 (写し可) 1部	<ul style="list-style-type: none"> <u>令和2年(2020年)10月1日</u>以降に発行されたものに限り、 法人の場合は法務局発行の「代表者の印鑑証明書」を、個人の場合は市町村発行の「代表者の印鑑登録証明書」を提出してください。 印影が明確に判読でき、かつ拡大・縮小コピーしていないものを提出してください。
7	登記簿謄本(履歴事項全部証明書) (写し可) 1部	<ul style="list-style-type: none"> <u>令和2年(2020年)10月1日</u>以降に発行されたものに限り、 個人の場合は不要です。
8	納税証明書 (原本) 1部	<p>[国税] … 「申告所得税」又は「法人税」及び「消費税(地方消費税を含む)」の未納税額がないことを証明する「納税証明書[法人(様式その3の3)個人(様式その3の2)]」を提出してください。</p> <p>納税証明書の請求手続きについては、国税庁ホームページをご覧ください。なお、オンライン請求も可能です。</p> <p>《https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm》</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子納税証明書(電子データ)の提出は不可とします。 <u>令和2年(2020年)10月1日</u>以降に発行されたものに限り、 <p>※ 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第3条の規定により徴収の猶予を受けている場合は、納税証明書(様式その1)の「備考」欄に「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第3条による納税の猶予中」である旨が記載されます。<u>猶予期限までに納付した後、改めて納税証明書(様式その3の3またはその3の2)の提出をお願いします。</u></p>
	滞納無証明書 (原本) 1部	<p>[市税] … 本市に納税義務を有する場合は枚方市税に係る「滞納無証明書」を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> オンライン請求の受付は行っておりません。 <u>令和2年(2020年)10月1日</u>以降に発行されたものに限り、 <p>※ 地方税法附則第59条第1項の規定により徴収の猶予(新型コロナウイルス感染症の影響による猶予制度)を受けている場合は、<u>徴収猶予許可通知書(写し可)を提出してください。猶予期限までに納付した後、改めて滞納無証明書の提出をお願いします。</u></p>

	提出書類 (部数)	説 明
9	工事経歴書 [様式4] 希望業種数	直前2年間の完成工事、着工した未完成工事について、希望業種ごとに作成してください。公共工事、枚方市内、大阪府下を優先して記入し、独自の工事経歴書がある場合は、指定様式に代えて提出することも可能です。
10	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(経営事項審査結果通知書(経審)) (写し) 1部	申請日時点において有効かつ最新の通知書を提出してください。 ※有効期限は結果通知の上部に記載された「審査基準日」から1年7ヶ月後までです。 ※更新手続き中につき、有効期限内のものが手元にない場合は、現在お持ちの経審及び更新中であることが確認できる書類を提出してください。なお、 <u>更新後の経審が発行され次第、改めて提出をお願いします。</u> ※新規で発行手続き中の場合は、お問い合わせください。
11	建設工事申請カード [業者登録受付システムより印刷] 1部	業者登録受付システムで、経営事項審査結果通知書(経審)に基づき業者情報を入力し、1部印刷して提出してください。 (※経審の内容から変更がある場合は、最新の情報を入力してください。) 業者登録受付システムの稼働期間は <u>令和2年(2020年)10月19日(月)～11月27日(金)</u> です。期間内に入力し、印刷してください。 なお、ホームページに業者登録受付システムの入力例及び注意事項を掲載していますので、ご確認ください。
12	枚方市暴力団排除条例に基づく誓約書等 [様式5-1] [様式5-2] 各1部	代表者以外の者(支店長、営業所長等)を受任者として、その者の名で本市と契約する場合であっても、 <u>誓約書は、代表者名及びその実印</u> としてください。 <u>記入に際してはホームページに掲載している記入見本を参考にしてください。</u>
13	受付審査票 1部	太線枠内のみご記入ください。 ※書類に疑義等があった場合は、契約課より書類作成担当者(行政書士による代理申請の場合は行政書士連絡先)に連絡します。
14	返信用封筒 1部	<u>長3サイズの封筒に84円切手を貼付</u> し、郵便番号、住所、社名を記載したものを提出してください。 返信用封筒は、審査結果通知書の発送に使用します。書類に不備があった場合はその連絡用としても用いますので、それらの書類の返送を希望される住所等を記載してください。
15	その他 ※必要な場合のみ	建設業許可証明書、登記簿謄本又は経営事項審査結果通知書(経審)で、1年以上の営業が確認できない場合は、決算報告書(収支計算書等)又は個人事業の開廃業届出書を提出してください。
事業協同組合等の申請者は以下の書類も必要です。		
16	右欄の提出書類 (写し) 各1部	定款、役員名簿、組合員全員名簿、官公需適格組合証明書(中小企業庁の官公需適格組合のみ)